

## 令和4年度 海田町立海田西中学校 生徒指導規程(令和5年1月改訂)

### I 生活のきまり

本校では、みなさんに将来必要とされる生きる力を身につけ、友達と活動する中で楽しさや充実感を得ることができるよう、生活のきまりを設けています。よりよい学校生活・集団生活をおくる上で必要なことや社会に出たときに当たり前として考えられているマナーをまとめたものになっています。この生活のきまりを守り、楽しく規律ある生活を送りましょう。

#### 1 時間

##### 【登校】

8：10…HR教室または朝会（体育館）の場所にいるようにしましょう。  
8：15…SHRまたは朝会の開始時刻です。この時刻に所定の場所に行かないと遅刻とします。

##### 【授業】

授業開始のチャイムが鳴るまでに自分の席に座っておきましょう。正当な理由が無く着席できていない場合は遅刻となります。

##### 【下校】

期間によって完全下校時刻が変わってきます。

18：00…	3月～9月	延長18：30
17：30…	10月・2月	延長18：30
17：00…	11月～1月	延長18：00

※ 長期休業中、土曜日・日曜日・祝日などの休日は、原則8：00以降に校内に入りましょう。  
ただし、部活動については顧問の指示により変更もあり得ます。

※ 公式戦やコンクール等の2週間前から活動時間を延長できます。その場合、保護者の承認が必要になります。

#### 2 生活全般

##### 【登下校】

- ① 交通ルールを守り、通学路を歩いて登校します。
- ② 遅刻や欠席をする場合は、保護者が8：10までに学校に連絡します。
- ③ 店や自動販売機で買い物をしてはいけません。
- ④ 自転車通学は認めません（土、日を含める）。特別な事情があるときは校長の承認が必要です。

##### 【校内生活】

- ① 公共物(校内の施設設備、机や椅子等)を大切にし、落書きやキズをつけない、掲示物をみだりにさわらないようにしましょう。
- ② 朝のSHR後に遅刻してきた場合は、必ず職員室に行き、遅刻したことを報告の上、「遅刻届」を発行してもらい、所定の教室に行き担当の先生に提出します。
- ③ 登校後は無断で校外に出てはいけません。
- ④ 校舎内は静かに歩いて移動しましょう。校舎内でボール遊びをしてはいけません。

- ⑤ 他学年の階・HR教室に行ってはいけません。(用事のある場合は、先生に許可を得る。)
- ⑥ 教室のベランダに出てはいけません。
- ⑦ 友達同士での金銭の貸し借りをしてはいけません。
- ⑧ 授業がある日の、飲み物はお茶、水です。菓子、ジュースなどの飲料水を持ってきたり、食べたり飲んだりしてはいけません。ただし、授業のない土・日曜日や長期休業中等の部活動においてはスポーツドリンクの飲用を許可します。
- ⑨ ペットボトルの使用は認めます。ペットボトルフォルダーなどを利用しましょう。水筒と同じ考え方ですので、毎回、家庭に持ち帰ります。
- ⑩ 貴重品やお金は学校に持ってきません。どうしても持ってこなければいけないときには、肌身離さずを原則とし、朝練をする場合、必ず顧問にお金を預けてから部活動をします。また、朝のSHR時に担任に預けます。
- ⑪ 携帯電話、スマートフォン、電子ゲーム機、カードゲーム、雑誌など授業や部活動に関係のないもの、必要のないものを持ってきてはいけません。寒さ対策のためのカイロ、薬用リップクリームは許可します。ただし、薬用リップクリームは、におい・色の付いていないものとします。制汗剤は、無香料のものとなります。
- ⑫ 学級には施錠係をおき、朝のHR時から帰りのHR時まで、教室移動の際には施錠、解錠を行います。
- ⑬ 保健室の利用は、原則1時間までとします。早退するようになった場合は、学校から保護者に連絡を取ります。
- ⑭ 授業に関する内容については別にお知らせします。授業は学力をつけるためにとても大切な時間です。学習規律を守り、積極的な態度で授業を受けるようにしましょう。
- ⑮ 試験に於いてカンニング及びそれに類する行為を行った場合は、その教科の点数を0点とします。

#### 【校外生活】

- ① 外出する場合は、行き先・帰宅時間・一緒に行く友達の名前などを家の人に伝えておきましょう。
- ② 海水浴・キャンプなどは保護者同伴で行くようにしましょう。
- ③ カラオケ・ゲームセンターなどの遊技場は保護者同伴で行くようにしましょう。
- ④ アルバイトは原則禁止です。事情がありアルバイトをする必要がある場合は、校長先生の許可が必要です。
- ⑤ 夏休みなどの長期休業中の生活については、休業前に学級担任の先生から資料を使って詳しい説明があります。

#### 【その他の生活全般】

- ① 触法行為(法律違反になる行為)は絶対にしてはいけません。
- ② いじめは人間として絶対に許されない行為です。いじめは絶対にしてはいけません。本校ではいじめを絶対に許しません。
- ③ 学校感染症に罹患した場合は、速やかに担任の先生に届け出て指示を受けます。(学校感染症とは、インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核等です。)

### 3 服装・身だしなみ

- ① 休業日の部活動に参加する場合は、部活動で着用を認められている服装でもかまいません。カバンについても、同様です。
- ② スカートの丈は、膝が全部隠れる長さとなります。
- ③ ブレザーには校章・名札をつけます。名札は下校時に学校に置いておきます。登校後は、速やかにつけましょう。JRCバッジの着用は任意とします。
- ④ カッターシャツ・ポロシャツの下に着るものは次の通りです。

ア 白、黒、紺、ベージュ、グレーいずれかのもので無地のものとします。

イ 制服の下に体操服を着て登校してはいけません。

【制服について】

冬服	11月 ～4月	男子は学校指定のブレザー・ネクタイ・ズボン着用。 女子は学校指定のブレザー・リボン及びジャンパースカートを着用。 <u>ズボンの時はネクタイまたはリボンをつける。</u> 男女とも、制服の下に白のカッターシャツを着用。
夏服	7月 ～8月	2・3年生は男女とも学校指定の白の開襟シャツまたはポロシャツを着用 1年生は、男女とも学校指定のポロシャツを着用すること 男子は学校指定のズボン、2・3年生女子は学校指定のジャンパースカートまたはズボンを着用。 <u>1年生女子は本年度指定のスカートまたはズボンを着用。</u>
合服	5月 ～6月 9月 ～10月	夏服、あるいは冬服を着用。または、登下校時冬服のブレザーを脱いだ状態もよい。名札を男子はカッターシャツまたはポロシャツに、女子はジャンパースカートまたはポロシャツに付ける。

【制服以外の服装】

- ① 靴下…色は白・黒・紺のいずれかとします。ワンポイントは可とします。メッシュ・レース・くるぶしソックス・ルーズソックス等はいけません。
- ② くつ…ひもで結ぶ白の運動靴とします。
- ③ 校内履き…学校指定のものとします。学校で注文できます。
- ④ ベルト…学校指定のベルトです。制服指定店で購入します。
- ⑤ 帽子…夏服期間（7・8月）は、登下校時に帽子を着用してもかまいません。
- ⑥ セーター…冬服期間（11月～4月）に、ブレザーの下に着用してもかまいません。Vネックで、色は白・紺・黒・グレー・茶の5色のいずれかとします。ワンポイントは可とします。制服の袖や裾から出しません。
- ⑦ 手袋…冬服期間（11月～4月）は、登下校時に着用してもかまいません。
- ⑧ ジャンパー…冬服期間（11月～4月）は、学校指定のウィンドブレーカーのみ、登下校及び部活動時に着用してもかまいません。学校で注文できます。
- ⑨ マフラー、ネックウォーマー…冬服期間（11月～4月）は、登下校時に着用してもかまいません。色は、白・黒・紺・グレーの無地ものとします。ワンポイントは可です。

【頭髪等】

- ① 男女の髪型は次のとおりとします。  
男子…前髪は目にかからない。サイドは耳が出る状態。後ろ髪は襟にかからない。横・後ろの髪の長さ  
と頭頂  
や前髪の長さに大きな違いがない。  
女子…前髪は目にかからない。横髪はピン（黒・紺）でとめる。肩にかかる場合はゴム（黒・紺・茶）  
で結ぶ。
  - ② パーマ・脱色・染色・そり込みなどは禁止します。
- ※ くせ毛矯正を目的としたストレートパーマは可能です。必ず担任へ御連絡ください。
- ③ まゆ毛を剃ってはいけません。
  - ④ 化粧やマニキュアをすることは禁止します。
  - ⑤ ピアスやネックレス、バレッタ等のアクセサリーの着用は禁止します。

【持ち物】

- ① ヘアブラシ・クシ・鏡などは休憩時間に使用します。
- ② カバンは学校指定のものを使用します。入りきらない場合は、他のカバンや袋を使用してもかまいませんが  
が  
派手なものは避けるようにしましょう。カバンにつけるキーホルダーは1個までとします。
- ③ カンバッチは、ケガの原因となる可能性があるため、つけません。

## Ⅱ 部活動のきまり

集団生活を送る上で、規律ある行動を行うのは当然であり大切なことでもあります。部活動は、そのようなことを学ぶよい機会になります。生徒による自主的・自発的な活動を行い、所属する部活動の一員としての役割を自覚し、運営に進んで参加し、楽しく活動できるように意識して取り組みましょう。

### 1 本校に設置する部活動

文化系部活動	文化, 吹奏楽, 茶道
体育系部活動	ソフトテニス (女子), バレーボール (女子), バスケットボール (女子) 軟式野球, サッカー, 卓球 (男子), 陸上

### 2 入部・退部

- ① 生徒は原則、部活動に所属し活動するものとします。やむを得ない事情により部活動を変更する場合は、保護者、担任、顧問とよく相談をし、届け出をすることにより部の変更を認められる場合があります。部活動に入部しない明確な理由がある場合は、入部しないことも可能です。保護者承認の上、必要書類を提出します。
- ② 1年生は、年度の初めの部活見学の際に自由に部活動を見学し、その後の仮入部期間に体験入部や見学をして部活動を選ぶことができます。
- ③ 所属する部活動は、年度初めに全学年で行われる部活ミーティングの時に、部活動申し込み用紙（保護者印が必要になります）を顧問に出して決定します。

### 3 活動時間

- ① 主に、帰りのSHRが終了したあとの放課後の時間を利用して活動をします。時期によって下校時刻が決められています。必ず下校時刻を守りましょう。なお、下校時刻は、部活動が終了する時刻ではなく、校門を出る時間です。

18:00…	3月～9月	延長18:30
17:30…	10月・2月	延長18:30
17:00…	11月～1月	延長18:00

※ 長期休業中、土曜日・日曜日・祝日などの休日は、原則8:00前に校内に入ることできません。ただし、部活動については顧問の指示により変更もあり得ます。

- ② 大会やコンクールなどの2週間前からは、下校時刻を延長することができます。その場合、保護者の承認が必要になります。
- ③ 水曜日は部活動をしない日と決めています。ただし、大会やコンクールなどの1か月前からは活動してもよいことにしています。
- ④ 早朝練習の時間は7:20～8:00です。保護者の承認がある場合に活動に参加できます。なお、8:10には教室にいるようにします。また、7:00より早く登校してはいけません。
- ⑤ 中間・期末・学年末試験の1週間前からは活動できません。ただし、大会やコンクールなどがある場合は、特別に活動を認めることがあります。
- ⑥ 休業日（土曜日・日曜日・祝日・長期休業中など）の活動については、顧問から指示が出ます。

### 4 活動場所

- ① それぞれの部活動で指定された場所で活動します。普通教室、特別教室、体育館、グラウンド等です。練習試合・公式戦・コンクール・大会等など校外で活動を行う場合があります。その際は、顧問から指示が出ます。
- ② 体育館で活動する部活動は、ローテーションを組んで活動します。下校時間・曜日等によって指定されます。

## 5 更衣場所

- ① 男女とも更衣をする場所は更衣室を利用してください。あるいは顧問が指示した教室等になる場合もあります。荷物については、各活動場所へ持って行き、活動に支障のない場所（ステージ上、壁ぎわ、グラウンドなど）へ整頓して置きましょう。
- ② 更衣室には個人の荷物を置いてはいけません。また、個人の荷物も保管してはいけません。

## 6 活動時の服装

学校指定の制服、体操服、ウィンドブレーカーとします。または部活動内で統一した服装（ユニフォームなど）とします。授業など部活動以外の時に部活動の服装は着用しません。

## 7 下校点検

- ① 下校点検とは、順番で指定された部活動ごとに当番を決めて下校時刻が守られているかどうかを点検する自主活動です。中学生としてけじめをつける、下校時刻を守る、戸締り・後片付けを徹底することを目的に、各部で協力して順番に下校点検を行っています。生徒会執行部が行う下校放送にあわせて、正門・北門に各2名、戸締り点検に4名、計8名で行っています。点検者が8名を超えた場合、その人数を下校違反にカウントします。
- ② 下校点検のチェック後に校内に戻ってくる、校門付近にしばらくいるなど、すぐに下校しない場合は下校違反としてカウントします。やむを得ない理由により校内に戻る場合は、必ず先生に申し出るようにします。
- ③ 部活動停止の期間と下校点検当番日が重なっても、下校点検は行います。

## 8 部活動停止

次のいずれかの行為があった時、その部活動（生活のきまりに違反した場合は、対象が個人の場合もあり得ます）は3日間の部活動停止とします。

- ・部活動中（登下校中や会場移動中も含みます）に「生活のきまり」違反があった場合
- ・7日間に5人以上の下校違反があった場合

## 9 部長会

諸課題の提起や解決、部活動間の連絡調整、予算についての協議等の場として開催します。生徒指導部から開催の指示が出ます。

## 10 その他

- ① 部活動中のけが、器物の破損、盗難などの事故があった場合は、生徒はただちに顧問に連絡して指示を受けます。
- ② 部活動後は使用した施設および用具の後始末、整備・清掃、消灯、戸締りなど、各部活動で責任をもって行います。
- ③ 休日等の活動で昼食が必要になる場合は各自で用意します。また、各部活動でまとまって顧問に指示された場所で食事をします。顧問の許可無く途中で買いに出ることは認めません。

### Ⅲ 特別な指導

「生活のきまり」や「部活動のきまり」に書かれてあることに違反した場合、または学校生活・集団生活に影響があると考えられる場合、次のような特別な指導を行うことによって個人を学校生活に適応させ、集団としてのまとまりを保つようにします。

#### 1 特別な指導に関して

問題行動		主な指導	指導内容
1	触法行為 暴力行為 器物損壊 喫煙、飲酒 万引き 深夜徘徊 薬物乱用 等	特別指導	(1) 事実確認（時間を問わず） (2) 保護者連絡（概要連絡・来校日時決定） (3) 五者面談（本人・保護者・担任・学年主任・生徒指導主事） (4) 管理職説諭（場合により五者面談に加わる） (5) 別室指導（程度により1日～） ※ 正確な事実確認をもとに、その場にいた生徒全員に同じ指導を行うことを原則とする。
2	いじめ いじめ（加害者）	特別指導	(1) 事実確認（時間を問わず） (2) 保護者連絡（概要連絡・来校日時決定） (3) 五者面談（本人・保護者・担任・学年主任・生徒指導主事） (4) 謝罪（本人及び保護者で被害者へ謝罪） (5) 管理職説諭（場合により五者面談に加わる） (6) 別室指導
3	指導不服従 （暴言等）	1・2回目	指導 (1) 事実確認 (2) 説諭（担任・学年主任等、当該教諭は除く） (3) 反省文 (4) 当該教諭への謝罪 (5) 保護者連絡
		3回目以降	特別指導 (1) 事実確認 (2) 説諭（担任・学年主任・生徒指導主事、当該教諭は除く） (3) 反省文 (4) 当該教諭への謝罪 (5) 保護者連絡 (6) 四者面談（本人・保護者・担任・生徒指導主事） (7) 別室指導 (8) 管理職説諭
4	授業規律違反 教室徘徊 授業妨害 （立ち歩き、私語、指導を受け入れない等）	1～3回目	指導 (1) 事実確認 (2) 説諭（担任・学年主任等、当該教諭は除く） (3) 反省文 (4) 保護者連絡
		4回目以降	特別指導 (1) 事実確認 (2) 説諭（担任・学年主任・生徒指導主事、当該教諭は除く） (3) 反省文 (4) 保護者連絡 (5) 別室指導 (6) 四者面談（本人・保護者・担任・生徒指導主事） (7) 管理職説諭
5	風紀違反	日々の指導	(1) その場で指導

	紀違反	(服装違反, 髪型違反等)			(2) 保護者連絡 (状況報告・指導内容報告・特別指導予告など) (3) 反省文 ※ 改善しない場合は別室指導
			1週間継続して指導された場合	特別指導	(1) 事実の記録 (本人) (2) 説諭 (担任・学年主任・生徒指導部) (3) 反省文 (4) 保護者連絡 (5) 四者面談 (本人・保護者・担任・学年主任)
			上記の指導の翌日以降	特別指導	(1) 事実の記録 (本人) (2) 説諭 (担任・学年主任・生徒指導部) (3) 反省文 (4) 保護者連絡 (5) 五者面談 (本人・保護者・担任・学年主任・生徒指導主事) (6) 管理職説諭
6	時間違反	朝遅刻 (月毎に集計。通院等の事情があり、保護者からの連絡があった場合は除く)	1・2回目	指導	(1) 説諭 (担任) (2) 2回目は保護者連絡
			3～5回目	指導	(1) 説諭 (担任・学年主任) (2) 反省文 (保護者確認あり) (3) 保護者連絡
			5回目以降	特別指導	(1) 説諭 (担任・学年主任・生徒指導部) (2) 反省文 (保護者確認、一筆あり) (3) 保護者連絡 (4) 四者面談 (本人・保護者・担任・学年主任) (5) 管理職説諭
7	登下校違反	飲食 買い物 寄り道	1・2回目	指導	(1) 説諭 (担任・顧問) (2) 反省文 (3) 保護者連絡
			3回目以降	特別指導	(1) 説諭 (担任・顧問・生徒指導部) (2) 反省文 (保護者確認あり) (3) 保護者連絡 (4) 四者面談 (本人・保護者・担任・顧問)
8	不要物持参	携帯電話	1回目	指導	(1) 携帯電話学校預かり (在校中) (2) 説諭 (担任・学年主任) (3) 反省文 (4) 保護者連絡・返却
			2回目以降	指導	(1) 携帯電話学校預かり (在校中) (2) 説諭 (担任・学年主任・生徒指導部) (3) 反省文 (4) 保護者連絡 (5) 四者面談 (期間は相談して決定), 返却
		不要物 (ゲーム機, マンガ, 菓子等)	1回目	指導	(1) 不要物学校預かり (在校中) (2) 説諭 (担任) (3) 反省文 (4) 保護者連絡・返却
			2回目以降	指導	(1) 不要物学校預かり (2) 説諭 (担任・学年主任・生徒指導部) (3) 反省文 (4) 保護者連絡

				(5) 四者面談（期間は相談して決定），返却
9	カンニング及びそれに類する行為	特別指導		(1) 事実確認 (2) 説諭（担任・学年主任等，当該教科教諭は除く） (3) 反省文 (4) 保護者連絡 (5) 四者面談（本人・保護者・担任・学年主任） (6) 管理職説諭

※ 表にない事象が生じた場合，管理職・生徒指導部で協議を行い，表に準じる基準を設け対応します。

## 2 その他

(1) 海田町では平成 27 年 7 月 7 日に児童生徒の健全育成に係わる海田町教育委員会及び海田警察署との相互連絡制度に関する協定書が締結された。この協定に基づいて問題行動等の詳細な状況について学校から警察へ，警察から学校と教育委員会へと緊密に情報提供し合うことが改めて確認されている。

(2) 本規定について，生徒には全校集会・学年集会・学級活動等で，また保護者には PTA 総会・懇談会・入学説明会等で説明をし，周知徹底を図る。また，本校ホームページにおいても掲載する。

※ この生徒指導規程は，令和 4 年 1 0 月から施行します。